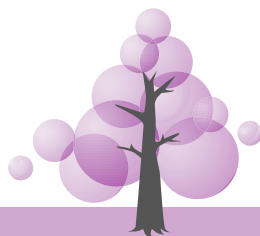


# 男女共同参画ひろば いっぱいっぼ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぱいっぼ”取り組みを進めています。

問合せ／人権・市民相談課 ☎273



## 男女共同参画キーワード

### 新たに「DV相談」の窓口が設置されました！

市では、DVでお悩みの方の相談に応じるため、11月から毎月DV相談を実施しています。秘密は守られますので、決して一人で抱え込まずに、相談窓口を気軽にご利用ください。

※DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力のことをいいます。

#### DV相談

とき／毎月第2・4月曜

午前9時～正午

(無料・予約不要)

場所／市役所2階 第3相談室



### DVかも・・・気づくことが第一歩！

テレビで話題にされるDVは悪質で暴力を伴うことも多く、「うちはこのままでじゃないから…」と相談をためらったり、そもそも相談することで家庭の問題を知れるのが恥ずかしいと思うこともあります。しかし、下記のチェックリストに当てはまるような身体・経済・精神に対する暴力を受けていて、辛い思いをしているのであれば、勇気を出して周囲や専門機関に相談をしてください。

### これってDV？ 迷ったらチェック！

実際にどんなことがDVにあたるのでしょうか。下記のチェックリストを使って考えてみましょう。

- 殴る・蹴るなどの暴行を加える
- 殴る・蹴るなどと言って脅す、またはそのふりをして威嚇する
- 物を投げつける(当たらなくても投げつけて脅かす)
- 刃物などを持ち出す
- 暴言を吐いたり言葉でなじる(「女のくせに」「だれのおかげで生活ができているのか」など)
- 生活費を渡さない、または極端に制限する
- 行動を制限する(門限や交際などを制限する)
- 行動を監視する(電話やメールを監視するなど)
- 無視をしたり、意見を聞かない
- 性的暴行を加える、避妊に協力しない
- 「働くな」などと言って家事や育児を押し付ける

これらが1つでも当てはまれば、DVを疑いましょう。今まで見過ごしてきたことがDVかもしれないという意識を持ちましょう。困ったときはすぐに最寄りの相談窓口や親せき、友人などに相談してください。

### DVは配偶者からだけとは限らない！

#### — 改正DV防止法 —

一般的にDVというと配偶者からのものだけを指すと思われがちですが、内縁関係、または離婚後の男女間での暴力もあてはまります。平成25年7月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称DV防止法)」では、同居している恋人や過去に同居していた恋人同士間のDVも対象となりました。

### 支配と愛情は違います

DVの本質的な問題は暴力そのものではなく「支配」にあります。相手を自分の思い通りに支配したいという気持ちがDVを生み出します。デートDVを含むDVの被害者などからよく聞かれるのは「彼(彼女)が私(僕)を束縛するのは愛情があるからだ」などのセリフです。しかし、暴力と愛情とは全く関係がありません。一方的に傷つく人がいる以上、それは相手を苦しめるDVです。支配と愛情の混同もDVの現場では非常に起きやすいことも知っておく必要があります。

### 被害者の立場に寄り添う

#### — あなたは悪くない —

相談を受けたときは、じっくり話を聞くことが大切です。話を聞くだけで心が楽になる場合もあります。被害者は、家庭や恋人同士という閉鎖的な環境で、自信を無くしたり、正常な判断ができなくなっていることも多いのです。「夫婦喧嘩は犬も食わない」などと思わず、周囲も意識改善することが重要です。まずは被害者の悩みを聞くことが解決の第一歩です。相談を受けてどうアドバイスすれば良いか判断に迷ったりした場合も、積極的に相談窓口をご利用ください。

### 相談窓口のご案内

ひとりで悩まず専門機関へ相談を



名称	とき	電話番号
富士見市女性相談(要予約)	第1・3火曜 13:00～17:00	人権・市民相談課 ☎049-251-2711
富士見市DV相談	第2・4月曜 9:00～12:00 (祝日の場合は翌日)	☎272 ※年末年始を除く
埼玉県婦人相談センターDV相談室	月～土曜 9:30～20:30 日曜、祝日 9:30～17:00	☎048-863-6060 ※年末年始を除く
埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま相談室	月～土曜 10:00～20:30	☎048-600-3800 ※第3木曜、日曜、祝日、年末年始を除く
東入間警察署生活安全課	24時間対応	☎049-269-0110